

改正案	県現行
<p>島根県乳がん検診の精密検査実施機関基準</p> <p>I. 精密検査実施機関 乳がん検診の精密検査実施機関は、<u>要精検者</u>に対して下記の検査<u>および</u>診断が行われ、<u>乳癌と診断された場合に速やかに治療を行える、もしくは速やかに治療医と連携が取れる</u>施設とする。</p> <p>(1) 問診 / 視触診 (2) <u>マンモグラフィ</u> (3) <u>乳房超音波検査</u> (4) <u>画像誘導下生検</u></p> <p>II. 精密検査実施機関の基準 精密検査実施機関は次の基準を満たしていることが必要である。 ・精密検査実施機関には、日本乳癌学会の乳腺専門医<u>または認定医</u>が勤務し、以下の検査を行う、あるいは<u>その医師を精密検査実施機関の責任医師とし</u>その監督下に行うこと。 ・<u>精密検査を行う医師は、日本乳がん検診精度管理中央機構（精中機構）の主催・共催するマンモグラフィと乳房超音波検査の講習会を受講し、どちらも B 判定以上の成績を取得された医師が行うことが望ましい。なお、この基準を満たしていない精密検査実施機関は速やかに基準を満たす努力を行うこと。</u></p> <p>1) 問診 / 視触診 乳腺疾患の診療に習熟した医師が行うこと、あるいは、その監督下に行われること。 2) <u>マンモグラフィ</u> ・乳房 X 線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、線量（3mGy 以下）および画質基準を満たすこと。 ・NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していること。 ・少なくとも 2 方向撮影・圧迫スポット撮影および拡大撮影が可能なこと。 ・<u>NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構が主催あるいは共催する撮影技術および精度管理に関する講習会を修了し、評価 B 以上の診療放射線技師が撮影すること、あるいはその監督下に撮影されること。</u></p>	<p>島根県乳がん検診の精密検査実施機関基準</p> <p>I. 精密検査実施機関 <u>マンモグラフィ併用</u>乳がん検診精密検査実施機関は、<u>マンモグラフィ検診、視触診による検診のいずれか、または両方で乳がんを否定できない（要精検）とされたもの</u>に対して下記の検査<u>を行い、</u>診断が行われる<u>施設</u>とする。</p> <p>1) 問診・視触診 2) <u>精検用乳房 X 線撮影</u> 3) 超音波検査 4) <u>細胞診・組織診</u></p> <p>II. 精密検査実施機関の基準 精密検査実施機関は次の基準を満たしていることが必要である。 1) 精密検査実施機関には、日本乳癌学会の乳腺専門医 <u>（当面の間は認定医も可とする）</u> が勤務し、以下の検査を行う、あるいはその監督下に行うこと。</p> <p>2) 問診・視触診 乳腺疾患の診療に習熟した医師が行うこと、あるいは、その監督下に行われること<u>が望ましい。</u> 3) <u>精検用乳房 X 線撮影</u> ・乳房 X 線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、線量（3mGy 以下）および画質基準を満たすこと。 ・NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していること。 ・少なくとも 2 方向撮影・圧迫スポット撮影および拡大撮影が可能なこと。 ・<u>マンモグラフィに関する基本講習プログラムに準じた読影講習会を修了し、十分な読影能力を有する医師により読影されること。</u></p>

- ・NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構が主催あるいは共催する読影講習会を修了し、十分な読影能力（評価 B 以上が望ましい）を有する医師により読影されること。

### 3) 乳房超音波検査

- ・超音波診断装置に適切な探触子を接続して使用すること。
- ・探触子は表在用（使用周波数 10MHz 程度、ただし、アニュラアレイ型探触子では 7.5MHz も可、視野幅 35mm 以上）を用いること。
- ・乳房超音波検査に習熟した医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師が検査を行うこと。

なお、日本超音波医学会の超音波専門医（乳腺領域で資格を取得した者に限る）、超音波検査士（体表）の資格を有しているか、検診のための基本講習プログラムに準じた超音波講習会（※）を修了している乳房超音波検査に習熟した医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師が検査を行う、あるいはその監督下で行うこと。

※精中機構の主催・共催する乳房超音波講習会がこれに相当する。

- ・乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断すること。  
なお、精中機構の主催・共催する乳房超音波講習会の試験で B 判定以上の成績を取得された医師が診断することが望ましい。
- ・画像および所見・診断を記録し、保管すること。

### 4) 組織診

- ・生検は超音波ガイド下やステレオガイド下などの画像誘導下で行うこと第一選択とし、外科的生検は画像誘導下の生検で確定診断がつかなかった場合などの、「診断と治療を兼ねた」摘出生検に限定し、「診断目的」の切開生検はできる限り行わないこと
- ・画像誘導下生検に習熟した医師が行うこと。

なお、定期的に自身の PPV3（※）を算出して、精度管理委員会の求めに応じてそのデータを報告するとともに保管できる体制を整えることが望ましい。

- ・マンモグラフィのみで描出される石灰化病変に対する画像誘導下生検に対応できること（自施設で行うことができない場合は速やかに可能な施設と連携できること）
- ・組織診は病理医（病理専門医）により診断が行われること（常勤、非常勤は問わない）

※PPV (Positive Predictive Value) は、検査で陽性と判定された場合の真陽性の確率である。乳がん検診の精度管理の指標として算出される（乳癌数） / （検診カテゴリー 3 以上の症例数）は PPV1 と呼ばれる。PPV3 は精密検査機関の乳房画像診断の医療の質の指標（QI）となり、（乳癌数） / （診断カテゴリー 4, 5 の症例で組織生検が施行された症例数）で算出される（表参照）。検診カテゴリー、診断カテゴリー

- ・マンモグラフィ撮影技術および精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を修了した診療放射線技師が撮影すること、あるいはその監督下に撮影されること。

### 4) 乳房超音波検査

- ・超音波診断装置に適切な探触子を接続して使用すること。
- ・探触子は表在用（使用周波数 10MHz 程度、ただし、アニュラアレイ型探触子では 7.5MHz も可、視野幅 35mm 以上）を用いること。
- ・乳房超音波検査に習熟した医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師が検査を行うこと。

- ・乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断すること。

- ・画像および所見・診断を記録し、保管すること。

### 5) 細胞診・組織診

- ・細胞診、針生検が可能であること。
- ・必要であれば外科的生検が可能であること。あるいは、外科的生検が可能な施設と連携できること。

- ・細胞診の診断は細胞診専門医・細胞検査士（日本臨床細胞学会）により、組織診の診断は病理専門医（日本病理学会）により行われること。

リー、PPV1、PPV2、PPV3 についての詳細は、参考文献を参照のこと。

#### 参考文献

1) 日本乳癌学会編、検診カテゴリーと診断カテゴリーに基づく乳がん検診精検報告書作成マニュアル

2) 日本乳癌学会乳癌診療ガイドライン、検診・画像診断総説 5、検診カテゴリーと診断カテゴリー (<https://jbcx.xsrv.jp/guideline/2018/index/kenshingazo/1a5/>)

### III. 記録の整備と報告

- ・精密検査結果を速やかに検診実施機関または市町村に報告すること。
- ・この結果報告は精密検査実施機関の未受診率や未把握率の精度管理に重要であるので、経過観察となった場合も速やかに市区町村に報告すること、また、経過観察を経て最終的な結果が変更になった場合は、可能な限りその最終結果を市区町村に報告すること
- ・精密検査によりがんと診断された者については、確定診断の結果、治療の状況等について記録し保管すること

#### (削除)

### IV. 精度管理

1) 精度管理は責任医師が積極的に行うこと

2) 精密検査の結果を検診実施機関及び市町村と共有し、検診機関の精度向上に協力すること

3) 精密検査実施機関の担当者は、地域における精度管理活動に定期的に参加すること。

4) 精密検査の均てん化を図るため診断カテゴリーを用いて判定しその推奨マネジメントを行うこと、特に診断カテゴリー3と判定した症例(表参照)に対する経過を追跡して結果を把握できる体制を検診機関と整備すること。

5) その他、定期的なカンファレンス開催など、精度管理に関する事項が適切に実施できること。

### V. 本基準の改定

本基準は適時見直されることが必要である。

### III. 記録の整備と報告

- ・精密検査結果を速やかに検診実施機関\_\_\_\_\_に報告すること。

- ・精密検査によりがんと診断された者については、確定診断の結果、治療の状況等について記録し保管すること。

・また、がんが否定された者についてもその後の経過を把握・追跡する事のできる体制を整備し、発見乳がんに関して、部会や検診実施機関等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること

### IV. 精度管理

1) 精密検査の結果を検診実施機関または市町村に報告すること。

2) 精密検査実施機関の担当者は、地域における精度管理委員会に定期的に参加すること。

3) 精密検査の適正化を図るため、精度管理委員会の求めに応じて細胞診、針生検および外科的生検の成績(生検施行率及びがんの割合等)を報告すること。

4) 精密検査を実施する医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師はマンモグラフィ講習会および乳房超音波に関する講習会を受講していることが望ましい。

5) その他、定期的なカンファレンス開催など、精度管理に関する事項が適切に実施できること。

### V. 本基準の改定

本基準は適時見直されることが必要である。

表：診断カテゴリーとその推奨マネジメント

診断カテゴリー	悪性確信度	推奨マネジメント
1	異常なし	精検機関は終診
2	良性	対策型乳がん検診の該当者には定期乳がん検診受診を勧奨する
3	悪性を否定できず	短期間（6カ月後など）の経過観察（マンモグラフィなどの画像監視の継続）を実施する
4	悪性疑い	組織（細胞）診断を必ず実施する
5	悪性	

(新設)